



宮 崎 県 公 報

令和元年7月16日(火曜日) 第21号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 4 1, 7 0 0 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事

頁

- 業所)の所在地の変更……………(福祉保健課) 1
- 道路の占用を制限する区域の指定……………(道路保全課) 1

公 告

- 家畜人工授精講習会の開催……………(家畜防疫対策課) 2
- 公安委員会公告
- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 2

告 示

宮崎県告示第 172号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社あすなろ薬局	東諸県郡国富町大字本庄出来所12番地3	麦の穂薬局	東諸県郡国富町大字本庄出来所12番地3	令和元年6月10日

宮崎県告示第 173号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人スマ	都城市丸谷町4670番地	訪問看護ステーション	都城市上長飯町5-1

イリング・パーク	ジョンほほえみの園
----------	-----------

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
都城市丸谷町4670番地	都城市上長飯町5-1	令和元年6月1日

宮崎県告示第 174号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和元年7月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	延岡市北浦町三川内字佐土川内2758番10地先から同市同町三川内同字2758番10地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年7月31日

公 告

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項に規定する令和元年度の家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和元年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 開催期日
令和元年10月15日(火曜日)から11月20日(水曜日)まで
- 2 開催場所
県立農業大学校(児湯郡高鍋町大字持田5733番地)
- 3 家畜の種類
牛
- 4 受講申込手続
 - (1) 受講願書の受付期間
令和元年7月22日(月曜日)から8月16日(金曜日)まで
 - (2) 受講願書の提出先
最寄りの家畜保健衛生所
 - (3) 受講願書の提出
所定の受講願書に最近3か月以内に撮影した顔写真(縦5センチメートル、横4センチメートル)2枚を添付して提出すること。
- 5 受講手数料
33,000円(受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。)
- 6 その他
 - (1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会(東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070)発行の家畜人工授精講習会テキスト(家畜人工授精編)を使用するのであらかじめ準備すること。
 - (2) この講習会に関する問い合わせは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課(電話0985-26-7139)にすること。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第13号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和元年7月16日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
新規取得講習	3号警備業務	令和元年10月7日(月)から10月16日(水)まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教

育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項に規定する合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先
受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。
- (2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
3号警備業務	令和元年8月5日(月)から8月16日(金)まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

- ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)
- イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
 - (7) 2の(1)に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - (4) 2の(2)に該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し
 - (7) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

- (i) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

- (ii) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	3号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--